

対応のポイントがわかります！

## 「働き方改革関連法の概要と実務対応上の留意点」

～働き方改革関連法の全体像と実務対応上のポイント等を分かりやすく解説します～

&lt;主な対象&gt; 経営者・法務担当・総務担当の皆様

本セミナーのねらい

「働き方改革関連法」が成立し、2019年4月1日より改正労働基準法などが順次施行されます。これにより**残業代規制や年休5日の付与義務は罰則付きとなります**。また、不合理な待遇差を解消することを目的とする同一労働同一賃金関連の法改正によって、**短時間労働者、有期雇用労働者の保護ルールも変更**されており、企業はこれに対する対応も迫られています。働き方改革関連法によって、企業が対応せねばならない課題は山積みになっています。

本セミナーでは、働き方改革関連法について、短時間で重要なポイントを理解いただけるよう分かりやすく解説いたします。長時間労働の是正、同一労働同一賃金等の**重要テーマについては、実務上悩むと考えられる点について、先進的な取り組みをしている企業の実例も紹介**しつつ考え方のポイントを紹介いたします。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

◎ 講師	<b>浜本 匠</b> (はまもと たくみ)氏 虎門中央法律事務所 パートナー弁護士 1994年3月東京大学法学部卒業、2000年10月東京弁護士会登録。2003年7月～2008年3月金融機関・投資銀行部門業務に専任。主な取扱分野は、アセット・ファイナンス、M&A、組織再編、不動産取引、労務管理など。主要著書は、『必携 債権法を実務から理解する21講』(共著、商事法務、2018年)など。
	<b>山根 航太</b> (やまね こうた)氏 虎門中央法律事務所 アソシエイト弁護士 2010年3月慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2012年3月慶應義塾大学大学院法務研究科修了、2013年12月東京弁護士会登録。2016年4月から同法務研究科助教(現任)。主な取扱分野は、一般企業法務、コンプライアンス・危機管理対応、不動産取引、労務管理など。主要著書は、「マネージャーのための労務管理講座」(共著、きんざい、2016年。なお、働き方改革を踏まえ2019年に改訂予定)など。
	<b>佐藤 慶</b> (さとう けい)氏 虎門中央法律事務所 アソシエイト弁護士 2002年3月京都大学法学部卒業、2004年3月京都大学法学研究科修士課程修了。民間企業勤務、上智大学法科大学院修了、京都大学法学研究科博士後期課程を経て、2016年12月東京弁護士会登録。主な取扱分野は、人事・労務、一般企業法務、コンプライアンス・危機管理対応など。人事・労務関係の執筆、セミナー講師実績が多数ある。

## 開催要領(プログラム内容は、裏面に記載)

◎ 日時	2019年4月17日 水曜 13:00～16:30 (受付開始 12:30)	
◎ 会場	商工研 本社 セミナールーム 東京都港区芝大門2-12-18 共生ビル(商工中金 東京支店ビル)7階 ○最寄駅: ①JR 浜松町駅、②地下鉄 大門駅、③同 芝公園駅	
◎ 参加費	○商工研 会員: <b>17,280円</b> (うち消費税1,280円)	○同 非会員: <b>23,760円</b> (うち消費税 1,760円)
	・資料代、消費税を含みます(全日セミナーの場合、昼食代は含みません)。 ・参加費はセミナー開催日の2日前(弊社営業日)までにお振込み下さい。 ・参加お取り消しの場合は、開催日の <b>2日前までにご連絡下さい</b> 。 ご連絡を頂けない場合は、参加費を申し受けさせていただきますので予めご了承ください。	
◎ その他	・申込先着順で、定員に達し次第締め切らせて頂きます。 締め切らせて頂いた場合は、その旨を当社ホームページ( <a href="http://www.shokoken.co.jp">http://www.shokoken.co.jp</a> )でご案内致します。 ・講師の事故等や申込人数がセミナー実施に必要な最低人数に達しない場合など、やむを得ずセミナーを中止する場合がございます。予めご了承ください。 ・参加お取り消しやセミナー中止の場合は、商工研会員様からお振込み済の参加費は、特にご指示の無い限り、商工研会費の自動振替口座に返戻いたします。	
お問い合わせ	商工研 セミナー部 TEL: 03-5473-6927 担当: 鈴木	
	主催: 商工研(商工中金経済研究所)	後援: 商工中金

## ○ プログラムの内容

### 1. 働き方改革関連法の内容

### 2. 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

- (1) 時間外労働の上限規制
- (2) 年次有給休暇の取得義務づけ
- (3) テレワーク、フレックスタイム等柔軟な働き方を実現する制度
- (4) 適正な労働時間管理の具体的な方法

### 3. 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

- (1) 改正法における「同一労働同一賃金」に関する規定
- (2) 同一労働同一賃金ガイドライン案
- (3) 実務対応の指針

### 4. その他の改正事項

※プログラムの内容は一部変更される可能性があります。

FAX : 03-3437-2678

参加申込書

第 1355 回  
4 月 17 日

東京

「働き方改革関連法の概要と実務対応上の留意点」

\*お申込の受付後、参加証をお送り致しますので、必ずご確認ください。

貴社名 :	参加者①	氏名 (ふりがな)	
代表者 :		部署・役職	
所在地 : 〒 — (参加証送付先)	参加者②	氏名 (ふりがな)	
TEL :		部署・役職	
FAX :	商工中金お取引営業店		支店
E-Mail :			
連絡窓口ご担当者 (ふりがな)	商工研会員・非会員の別	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 非会員

○恐れ入りますが、下欄の業種の該当する番号に○をお付け下さい。

業種	製造業	1. 食料品	2. 繊維	3. 木材・木製品	4. 紙・パルプ	5. 化学	6. 窯業・土石
		7. 鉄・非鉄	8. 印刷	9. 金属製品	10. 一般機械	11. 電気機械	12. 輸送用機械
		13. 精密機械	14. その他製造				
業種	非製造業	15. 建設	16. 卸売	17. 小売	18. 不動産	19. 運輸・倉庫	20. サービス
		21. 情報通信	22. 飲食店・宿泊	23. その他非製造			

◆ご記入内容は、今後のセミナーご案内等に使用させていただきます。

当「ご案内」へのご質問は、表面下欄記載の「お問い合わせ」先へお電話ください。

(1) 参加ご希望の方は、開催要領をご確認の上、参加申込書に必要事項をご記入頂き、FAXでご送信下さい。

(2) お申し込み受付後、①「参加証」、②「請求書」、③「会場地図」を送付致します。当日は「参加証」をご持参ください。

(3) セミナーへのご参加は、原則として商工研会員、商工中金お取引先とさせていただきます。

(4) 反社会的勢力と判明した場合にはセミナーへの出席をお断り致します。また、諸事情を考慮のうえ、

セミナーへの出席をお断りする場合がございます。

HP 事務局使用欄